

受信契約約款

第1条 (約款の適用)

受信契約約款（以下「本約款」といいます。）はキャンシシステム株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する有線放送サービスおよび株式会社ミュージックバード（以下「MB」といいます。）が「電気通信役務利用放送法」に基づく電気通信役務利用放送事業者として提供し、当社がMBとの業務提携契約に基づく特定代理店として販売する衛星放送サービス（以下、有線放送サービスと衛星放送サービスを合わせて「当社サービス」といいます。）の利用に関し適用されるものとします。

第2条 (約款の変更)

- (1) 当社は、加入者の承諾を得ることなく、当社が適当と判断する方法で加入者に通知することにより、本約款を変更できるものとします。
- (2) 前項の場合において、当社が所定のホームページへの掲載により通知をする場合には、本ホームページに掲載された時点をもって加入者に通知したものとします。

第3条 (用語の定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「加入者」とは、当社と契約を締結した者。
- (2) 「加入申込者」とは、当社サービスの提供を受けるための契約の申込みをする者。
- (3) 「受信装置」とは、当社サービスを利用するためのアンテナ、チューナー、デコーダー、モデムおよびオーディオ機器等の装置、また当社サービスを動作させるためのソフト。

第4条 (業務の一部委託)

当社は、当社サービスを円滑に提供するために、次の業務を当社が別途指定する機関（以下「代行機関」といいます。）に委託することがあります。

- (1) 契約申込および契約締結に関する業務。
- (2) 加入料および本サービスに関わる利用料の請求および受領に関する業務。
- (3) その他、当社サービスを提供する上で必要な業務。

第5条 (契約の単位)

契約は加入申込みを行う店舗または事業所単位での締結とします。ただし当社と加入申込者が独自に定めた料金、支払い方法及びサービス内容の変更を行う場合、及び複数利用での契約を行う場合は、別途当社は加入申込者と個別に契約を行うものとします。

第6条 (契約の申込みの方法)

当社サービスの加入申込みにあたっては、当社または代行機関所定の加入申込書に、所定の事項を記入のうえ、当社または代行機関に提出するものとします。

第7条 (契約の成立)

- (1) 契約は、加入申込者が前条の規定に基づき加入申込書を当社または代行機関に提出し、当社がその加入申込みを承諾した日に成立します。
- (2) 当社は、契約の申込みがあった場合でも、次のいずれかの場合には加入申込みを承諾しないことがあります。
 - ① 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある場合。
 - ② 加入申込書に虚偽の事実を記載したことが判明した場合。
 - ③ 本約款に基づく金員の支払いを怠るおそれがあると認められる相当な理由がある場合。

- ④ 加入申込者が、当社サービスの著作権を侵害したことがあるなど、著作権および著作隣接権を侵害するおそれがあると認められる相当な理由がある場合。
 - ⑤ 加入申込者が、当社または代行機関の商標権を侵害したこと等がある場合。
 - ⑥ その他加入申込者が本約款に違反したことがあるなど、本約款に違反するおそれがあると認められる相当な理由がある場合。
 - ⑦ その他、当社が当社サービスの利用申込みを適当でないと判断した場合。
- (3) 申込み時に選択したプラン、また支払方法の変更を行う場合、加入者は当社が別に定める方法により、当社または代行機関に変更の届け出を行うものとします。
- (4) 当社サービスは日本国内のサービス提供に限るものとします。

第8条 (当社サービスの提供の義務)

当社は加入者に対し、第7条1項に規定する契約成立日が属する月の翌月1日から契約の終了日まで、当社サービスの提供を行うものとします。

第9条 (受信装置の使用)

加入者は、当社が提供を行う受信装置以外での当社サービスの利用はしないものとします。

第10条 (故障、メンテナンス)

- (1) 当社サービスを受けるにあたり何らかの障害があった場合、加入者は、まず受信装置に故障がないことを調査確認した後に、当社または代行機関に連絡するものとします。加入者から当社サービスの受信に異常がある旨連絡を受けた場合は、当社は速やかに発信状況を調査し、当社サービスに関わる設備に何らかの異常があった場合は、当社の責任において必要な措置を講ずるものとします。ただし、異常が加入者による受信装置の取り扱いに起因する場合、または天災、事変、騒乱等の不可抗力、その他当社および代行機関の責に帰すことのできない事由については、当社または代行機関が故障原因の調査または措置に要した費用は加入者の負担とします。
- (2) 当社は、当社サービス運営に関わる設備の故障、またこれまで通りのコンテンツを提供することが困難な場合等は、予告無く当社サービスの一部または全部のコンテンツを変更することがあります。
- (3) 当社の責に帰すべき事由により当社サービスの提供が月間の半分以上停止した場合は、当該月分の利用料の支払いを要しません。ただし、当社の責に帰すべきものでない場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、当社サービスに関わる設備管理の必要に応じ、当社サービスに関わる運営機器を一時的に停止することがあります。

第11条 (免責事項)

- (1) 当社は、天災、事変、騒乱等の不可抗力、その他当社および代行機関の責に帰すことのできない事由により、本約款上の義務を履行できない場合には、その責を免れるものとします。
- (2) 当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、本約款の定めに従って当社が行った行為の結果、または加入者が当社サービスの利用により生じる結果について、加入者および第三者に対して、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負担しないものとする。

第12条 (受信装置の貸与)

- (1) 当社サービスの利用にあたり、当社サービスに関わる受信装置を加入者へ貸与する場合があります。その場合は以下の内容が適用されるものとします。
- ① 加入者に貸与する受信装置は、加入者が申し込みを行ったサービスのみ使用出来るものとします。
 - ② 加入者に貸与する受信装置は、当社が選択・決定するものとします。また加入者に貸与した受信装置は初期不良など当社の責めに帰すべき内容を除き、変更取替えは出来ないものとします。
 - ③ 当社は当社サービス向上を目的とし、加入者へ貸与した受信装置を交換する場合があります。

- (2) 当社が加入者へ貸与した受信装置の使用にあたり、加入者は自らの費用で当社サービスの利用を受けるよう受信装置を設置し、適切な状態で保守管理するものとし、加入者は貸与された受信装置に関し以下の行為を行ってはならないものとし、
- ① 受信装置の第三者への譲渡、質入れ、転売、その他の処分
 - ② 受信装置の分解、解析、改造、改変など
 - ③ 受信装置の損壊、破棄など
 - ④ 受信装置の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）
 - ⑤ 契約外の不正使用
 - ⑥ 受信装置の説明書に記載された禁止事項に該当する行為
 - ⑦ 受信装置の日本国外持ち出し
- (3) 前項の禁止行為の一つに該当した場合、当社は加入者に対して損害の賠償を請求出来るものとし、

第 13 条 （受信装置の設置）

- (1) 受信装置の設置のために留め金、ブースター等の補助器具を必要とする場合、その費用は加入者が負担するものとし、
- (2) 当社は、受信装置を設置するために、必要最低限の範囲内で加入申込者が所有し、又は占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとし、
- (3) 加入申込者は、当社サービスの契約成立に当たり、前項の使用に関し利害関係者がある場合、事前にその者から必要な承諾、合意等を得るものとし、また、当社サービス契約に関して加入申込者と利害関係者との間に紛争が生じた場合においては、当社は当該利害関係者と交渉等を行う義務を有しないものとし、
- (4) 加入者及び加入申込者は、当社が、受信装置の設置、調整、検査、修理等を行うため受信装置に関わる敷地、家屋又は建造物等への立ち入りを求めた場合においては、これに協力するものとし、

第 14 条 （当社サービス終了に伴う受信装置の返還）

- (1) 当社サービスの契約が終了次第、加入者は速やかに受信装置を当社に返還するものとし、受信装置返還場所については当社が指定するものとし、この場合返還に要する費用は加入者の負担とし、
- (2) 梱包が出荷時と同様の状態でない、また当社から貸与した受信装置及び付属品などが出荷時と同様の状態で返還されなかった場合は、当社が定める手数料を加入者は支払うものとし、
- (3) 当社サービスの契約終了から前項に基づく返還が終了するまでの間に受信装置の故障などが発生した場合、当該受信装置の修理費用は加入者の負担とし、
- (4) 事由の如何を問わず当社サービスが終了し、受信装置が 30 日以内に当社に返還されなかった場合、当社は当社が定める違約金を加入者に請求出来るものとし、

第 15 条 （料金の支払い義務）

- (1) 加入者は、受信装置の設置を行い当社サービスが開始された月から契約の終了した月まで、加入申込書に定めた当社サービスの利用料を当社が指定する支払期日および支払方法により当社又は代行機関に支払うものとし、
- (2) 加入者は、当社サービスに加入する際に、加入申込書に定めた当社サービス加入料を当社の指定する支払期日および支払方法により当社又は代行機関に支払うものとし、
- (3) 加入料は、契約の成立後は加入者に返還されません。
- (4) 当社または代行機関の指定する支払期日および支払方法は、加入者に対する通知により変更することがあります。

第 16 条 （料金の改定）

- (1) 当社は当社サービスの加入料および利用料を改定することがあります。その場合、本約款第 2 条の規定

にかかわらず、当社は加入者に対し、改定料金適用の1ヶ月前までに改定された料金を通知するものとし、改定後から適用されるものとします。

- (2) 前項の場合において、加入者により既に支払われた利用料と改定された料金との過不足は、改定料金適用日を含む月に精算するものとします。また料金値下げの場合、前払利用料の余剰分は、次回以降の当社サービス利用料の支払いに充当するものとします。

第17条 (延滞利息金)

加入者が支払うべき加入料および利用料その他の債務に関し、支払期日を1ヶ月以上経過してもなお支払われない場合は、当社または代行機関は、支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として請求できるものとします。

第18条 (契約の有効期間)

- (1) 当社サービスの最低契約期間は、本約款第7条に規定する契約成立日から開始し、契約成立日の属する月の翌月の初日から2年間とします。
- (2) 加入者が、当社に対し、当初の利用期間及び各延長期間の満了日の前月15日までに当社指定の書面による当社サービスの利用を停止に関わる通知が無い場合は、当社サービスの契約期間を延長する意思があるものとみなします。なお、延長期間は当社が別途特段の指定をしない限り2年毎とします。

第19条 (解約)

加入者が当社サービスの解約を行う場合は、解約を希望する月の前月15日までに当社または代行機関所定の書式による文書によって当社または代行機関に通知するものとします。ただし、本約款第18条に規定する最低契約期間以内に解約する場合は、加入者は残りの利用期間の利用料相当額を違約金として当社または代行機関が指定する期日までに指定する方法で支払うものとします。

第20条 (契約の解除等)

- (1) 当社または代行機関は、加入者が次の各号に該当した場合、何ら催告なくして、加入者に対する当社サービスを停止して契約を解除できるものとします。
- ① 契約に基づき発生した債務の全部、または一部について不履行があり、相当の期間を定めた催告を受けたにも関わらず当該期間内に履行しない場合。
 - ② 当社に届け出た事項に変更があり、その変更の届け出を速やかに行わない場合、また変更後の内容が本約款に違反する場合。
 - ③ 自己の振出した手形、または小切手が不渡りとなった場合。
 - ④ 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けた場合。
 - ⑤ 第三者より仮差押、仮処分、または強制執行を受けた場合。
 - ⑥ 破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立があった場合。
 - ⑦ 解散の決議をした場合。
 - ⑧ その他信用状況が悪化、またはその恐れがある場合に、担保の差入要請に応じなかった場合。
 - ⑨ その他本契約に違反した場合。
 - ⑩ 第21条に定める禁止事項を行った場合。
- (2) 当社に以下の事由が生じた場合、当社サービスの一部または全部を終了するものとします。この場合、契約が終了した月の利用料の支払いについては、本約款第10条3項の規定によるものとします。
- ① 当社またはMBのサービス運営に必要なとされる認可の登録が取消された場合。
 - ② 当社またはMBのサービス運営に関わる設備に回復不能の損害が生じた場合。
 - ③ 当社とMBの業務提携契約が終了した場合。
 - ④ その他、当社が当社サービスを提供することが客観的に不可能な事態が生じた場合。

第 21 条 （禁止事項）

加入者は、当社サービスの利用にあたって次の各項に該当する事項（以下、「禁止事項」といいます）を行ってはならない。当社は、加入者が禁止事項を行ったことを発見した場合、加入者による当社サービスの利用を停止できるものとします。なお当社は、加入者が行った禁止事項により損害を被ったときは、加入者に賠償を求めることができるものとします。

- (1) 当社サービスに関わる著作権または著作隣接権を侵害する行為。
- (2) 当社サービスのコンテンツ内容の複製頒布等、著作権および著作隣接権を侵害する行為。
- (3) 当社サービスに関連して使用される当社およびMBまたは第三者の著作権、商標権、その他一切の権利を侵害する行為、またその恐れのある行為。
- (4) その他法令に違反し、または当社が不適切と判断する行為。

第 22 条 （個人情報の保護）

- (1) 加入者の個人情報の取り扱いについて、当社は加入者から当社サービスの申込みにあたり提出された個人情報を、当社の個人情報保護方針（<http://www.cansystem.co.jp/company/privacy/>）に従い適正に取り扱います。
- (2) 当社は、当社サービスの提供に関連して知り得た加入者の個人情報を、次の各号の場合を除き加入者以外の者に開示又は漏洩しないものとします。
 - ① 法令に基く場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ⑤ お客様の個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先又は提携先に対し、必要な業務を委託する目的でお客様の個人情報を提供する場合
 - ⑥ その他任意に加入契約者の同意を得たうえでお客様の個人情報を開示又は利用する場合

第 23 条 （個人情報の使用目的）

当社は、加入者が加入申込書等に記載して知り得た加入者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報を、以下の目的で使用する場合があります。加入者の事前の承諾なく、以下の目的以外に使用はいたしません。

- (1) 当社サービスの契約の締結、継続、変更、解約に関すること
- (2) 当社サービスの提供にかかわる限定受信システムによる受信制御に関すること
- (3) 当社サービス料金や機器レンタル料金の収受に関すること
- (4) 受信装置その他当社サービスに必要な機器等の発送
- (5) カスタマーサポートおよびテクニカルサポートのご提供
- (6) 当社サービスにおける商品／サービスの案内、キャンペーン情報（含む広告）のご提供（電話、郵送、メール等の方法による）
- (7) 当社サービスにおける新商品／新サービスの開発のための意見や感想のお願い、その他マーケティング調査への回答のお願い
- (8) キャンペーン情報その他特典サービスのご提供
- (9) 統計資料の作成

第 24 条 （個人情報に関する受付窓口）

個人情報取り扱いに関するお問合せは以下の窓口にてお受け致します。

キャンシステム株式会社 総務部

〒167-0032 東京都杉並区天沼2-3-1 キャンシステム荻窪ビル

TEL 03-5397-3333 (土日祝祭日を除く 10:00~18:00)

第25条 (権利の譲渡)

加入者は、契約上の権利または義務その他契約上の地位の全部または一部について、譲渡、質入れ、賃貸その他の処分をすることはできないものとします。

第26条 (契約上の地位の承継等)

相続または法人の合併等により加入者の契約上の地位の承継があったときは、契約は承継人に承継されるものとします。契約の相続人が複数あるときは、そのうち代表者1名を選定するものとします。加入者の承継人は、速やかに別途当社または代行機関が指定する方法によって、承継の事実、承継人の住所、氏名、支払口座等を当社または代行機関に通知するものとします。

第27条 (通知義務)

加入者は、加入申込書に記載した組織名、所在地、代表者氏名、電話番号、支払口座、または当社サービス運営に必要とされる情報について変更がある場合は、速やかに当社または代行機関が指定する方法によって当社または代行機関に通知するものとします。

第28条 (守秘義務)

(1) 加入者、及び当社は、当社サービスの利用により互いに知り得た相手方の業務上、または技術上の秘密を第三者に漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- ① 相手方から知得する前に、既に自ら所有していた場合。
- ② 相手方から知得する前に、既に公知であった場合。
- ③ 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となった場合。
- ④ 正当な権限を有する第三者から機密保持の義務を負わずに入手した場合。
- ⑤ 独自に開発したことが立証できる場合。
- ⑥ 法令、または司法機関若しくは行政機関により開示が要求される場合。

(2) 前項の守秘義務は、本契約終了後も効力を有するものとします。

第29条 (準拠法及び管轄裁判所)

(1) 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

(2) 当社サービスの利用に関わる紛争については、当社本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条 (協議解決)

本約款の解釈に疑義が生じた場合、または本約款に定めのない事項については、加入者及び当社は誠意をもって協議し解決するものとします。

<付則> 本約款は、平成22年4月30日より施行します。